

## 介護・障害福祉従事者の処遇及び労働環境の改善を求める意見書

高齢化が進む中、介護人材の需要はますます増加しており、平成28年度時点の介護人材が約190万人であったのに対し、令和2年度末には約216万人、令和7年度末には約245万人の介護人材が必要になると試算されている。しかし、介護・障害福祉従事者の賃金は、他の職種と比較して低い水準にとどまっており、人材確保が困難な状況にある。

国は、介護・障害福祉従事者の処遇改善を図るため、介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善加算等を実施しているが、その賃金は他の職種と比較してなお低い水準にとどまっている。

また、介護・障害福祉従事者は、人手不足による過酷な夜間勤務や長時間労働をせざるを得ない状況にあり、職員配置のあり方を検討する必要がある。

さらに、介護・障害福祉に関するサービスは専門性が高く、従事者のスキルの維持向上のため、研修時間の確保など人材育成についての対策も必要である。

介護・障害福祉分野における人材不足が社会問題となっている今、介護・障害福祉従事者の人材確保を図るためには、国の責任において賃金の引き上げや労働環境の改善を行うことが急務である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 介護・障害福祉従事者の賃金について、抜本的な引き上げを実施し、処遇を改善すること。
- 2 職員配置のあり方の検討や人材育成についての対策を進め、労働環境の整備に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年7月1日

名古屋市会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣

} 宛(各通)